

## 第5回阿蘇市議会会議録

- 1.平成27年9月4日 午前10時00分 招集
- 2.平成27年9月7日 午前10時00分 開議
- 3.平成27年9月7日 午後1時42分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
市民課長	岩下まゆみ	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	市原巧	住環境課長	古閑政則
まちづくり課長	佐伯寛文	農業委員会事務局長	田口求

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛	議会事務局次長	本田良治
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

## 開議宣告

### 議事日程の報告

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 報告第 14 号 | 専決処分の報告について   |
| 日程第 2  | 議案第 62 号 | 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について                                  |
| 日程第 3  | 議案第 63 号 | 阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第 4  | 議案第 64 号 | 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について                              |
| 日程第 5  | 議案第 65 号 | 阿蘇市手数料条例の一部改正について                                     |
| 日程第 6  | 議案第 66 号 | 阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7  | 議案第 67 号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について               |
| 日程第 8  | 議案第 68 号 | 阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について                                 |
| 日程第 9  | 議案第 69 号 | 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について                               |
| 日程第 10 | 議案第 70 号 | 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について                          |
| 日程第 11 | 議案第 71 号 | 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について                       |
| 日程第 12 | 議案第 72 号 | 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について                         |
| 日程第 13 | 議案第 73 号 | 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について                      |
| 日程第 14 | 議案第 74 号 | 平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について                          |
| 日程第 15 | 議案第 75 号 | 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について                          |
| 日程第 16 | 議案第 76 号 | 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について                          |
| 日程第 17 | 議案第 77 号 | 市道路線の廃止について   |
| 日程第 18 | 議案第 78 号 | 市道路線の認定について   |
| 日程第 19 | 議案第 79 号 | 工事請負変更契約の締結について                                       |

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

**日程第1 報告第14号 専決処分の報告について**

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第14号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました報告第14号「専決処分の報告について」御説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。

本件は、平成27年5月4日、阿蘇市一の宮町宮地6029番地1、市道仙酔峡線仙酔峡駐車場入り口において発生した車両の物損事故について、同年7月3日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、次ページ、2ページの専決処分書で御報告申し上げます。

市は、平成27年5月4日、阿蘇市一の宮町宮地6029番地1、市道仙酔峡線仙酔峡駐車場入り口において発生した車両の物損事故による損害賠償の額とそれに伴う和解事項を次のとおり決定する。

損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、平成27年5月4日午後5時30分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地6029番地1、市道仙酔峡線仙酔峡駐車場入り口において甲の運転する車両が駐車場へ侵入する際、側溝に敷設されている鋼鉄製の蓋が跳ね上がり車両底部に接触、車両の所有者である甲に損害を与えたものであります。

損害賠償の額は、甲の損害額69万1,260円のうち市は甲に69万1,260円を支払う。市の過失割合は10割でございます。なお、これにつきましては、全国町村会の総合賠償保険から全額支払われることとなっております。

和解事項につきましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申し立て及び請求を行わないことを確認することとしております。

なお、この案件につきましては、運転者と同乗者が軽傷を負われておりますため、後日、賠償について和解が整い次第、再び専決処分させていただくこととしております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） おはようございます。19番、井手でございます。

こういう事故は、しょっちゅう起こっているわけですが、今舗装作業員が、補修される作業員が何名かおられますけれども、こういう鋼鉄製の蓋が跳ね上がったというよう

なことは、舗装作業員が見て回るんですか。それとも、建設課が見て回るのか。そこをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 現在、舗装作業員としまして3名の方を嘱託で雇用いたしております。それと、阿蘇ワークネットの方々も阿蘇山上の業務がないということで3名ほどお手伝いをいただいております。当然、作業員のほうもパトロールを行っておりますし、私どもも現場等に出た際は、なるべく注意をして見るようにいたしております。また、地元の区長さんなり通報いただいた際には早急に補修をするようになっておりますが、ちょっと数が多いためになかなか追いついてないような現状がございます。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今、作業班の方が3名と、建設課のほうもそれぞれこういう箇所は見て回っているというようなことでございますけれども、やはり作業班をもう少し、以前から出ておりましたけれども、増やしてですね、嘱託で増やしていただいて、若い者はなかなかないと思いますけれども、60歳以上ぐらいの方を雇ってですね、やはりもう少し慎重に道路補修をしていかんとですね、こういうことが起こるたびにいつも専決で出てくるわけでございます。特に、先ほど課長から説明ありましたように、まだ本人が軽傷されておると、軽傷というようなことでございまして、特にこれは県外の方で、阿蘇に来てこういうことになったというようなことになると、阿蘇のイメージも非常に悪くなりますので、どうかひとつ作業班をもう少し増やして、そしてやっぱりこういうところは早期に改修をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員が言われますとおり、パトロールあたりはまだ追いついてない現状はあると思います。特にインフラの老朽化につきましては全国的な問題となっております。先般から舗装の補修の話あたりも私どももいただいておりますし、いたちごっこというような状態が続いております。来年度予算に向けまして、当然作業班の再編成も含めて、ちょっとそのあたりは十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 19番、3回目です。

○19番（井手明廣君） ぜひひとつですね、こういうことがないように、特に、先ほど言いましたように県外から来られた方にこういうイメージを与えると非常に阿蘇は結局そこら辺で、何と言いますか、少し阿蘇はこういうことばいというような評判にもなってきますので、ぜひひとつお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ちょっと内容について詳しく聞きたいんですが、どういう状況でこの車が壊れたのか。69万1,000円という損害がどの程度の損害であったのか。そのところをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 事故の詳細でございますが、仙酔峡道路ですね、この車両が上から下ってきて、ロープウェイターミナルの下の駐車場に入る際に、ちょうど駐車場と市道との境の側溝がございまして、そのグレーチングに乗った際、ちょっとグレーチングはやっぱりバランスというか、俗に天秤を撃つという形でちょっと跳ね上がりまして、車両底部のマフラーが脱落、あとオイルパンとかそういう部分の車両下部をかなり損傷したというようなことで、これだけの被害が出たような状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） そうですね、大体そういうことではないかと思ったんですが、先ほどこから言われとるように、仙酔峡は阿蘇を代表する観光地です。やっぱりよそから来た人がこういう事故が起こるようではですね、阿蘇の観光地としてのイメージが損なわれると。だから、特にそういうところは注意しですね、やっぱり人がたくさん行くところは注意してほしいなと思いますし、また道路管理者が100%責任を取らにやいかんというのがですね、これもちょっとおかしいなと思います。ちなみに、今回アメリカの国立公園に行ってみましたら、道路にガードレールはないんですね。どんなに崖の道路でも、要は自己責任の世界じゃないかなと。そういうところも少し今から先はですね、運転者は運転者としての責任があるわけですから、そこら辺が道路管理者が全て責任を取らにやいかんというのがですね、ちょっと日本のあり方について納得ができない、そういうことです。返答はいいです。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） この件については、6月の議会でも赤仁田で同じ内容のものがありました。私どもは、昨日も道切りといいまして、市が委託してもらっているところの道切りの2回目を行ったところなんですが、私たち地元の方と話しているのは、やはり阿蘇市内の方だったら通行しても心配ないんだけど、やっぱり市外の方というのは道路がわからないので事故が起きる可能性があるという話をしながら道切りをしているところです。そうした中で、道路の穴が、地元の人は四輪ですからそこをまたいで通るわけですけども、外の方はわからないと。それから、バイクの方がおりまして、大きな穴に入れば転倒事故を起こす、人身事故を起こすなというところがやっぱり数箇所見受けられます。賠償額を心配するところです。先般、3年前の災害箇所の復旧もしていただきましたけれども、漏れの箇所が数箇所ありまして、市の職員の目視だから仕方ないなという感じはしていますが、市道の管理というのが730キロあるということで大変だとは思いますが、このような修復箇所を区長申達というのが一般的な考え方でありまして、誰か気がついた人が市に連絡した方法で改良してもらえないかなというところをお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） パトロールが追いついてない現状の中で、区長さんたちによる通報というのは非常にありがたいことでございます。議員が言われましたように、区長さんだけじゃなくて気づかれた方は、こういう場合の通報というのは、議員さんたちも含めまして建設課のほうに一本電話を入れていただければすぐに補修を行います。あくまでも区長さ

ん窓口というのは要望の件でございまして、こういう場合は要望とは別枠で、もう早急に対応させていただきますので、お気づきの点はなるべく早く御一報いただきたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 最後に、しめてですね、そういうことであれば私どもも気づいたところが2、3カ所持っていましてですね、そのところもお願いしたいと思ひます。何といつとも市の財源をなるべく少なくというのが私ども考へておりまして、人身事故になったら何千万円という損害賠償になってしまうもんですから、そういうことを心配しておりまして、これからも地元に戻りましてそのように指導しながら、また先ほどから話が出ていますが、パトロールもお願いしたい。そのようなことで、今後進めてまいりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） こういつた事例は、今までも何回ともなくあつております。私が素朴に疑問を感じるのは、5月4日、いわば、今ちょうど見てみますと、みどりの日の祭日でございまして。当然、市はそのとき休みと思ひます。この事故があつたときにどういつ連絡を受け、どういつ対処をしたのか、いつそれがあつたのか。それから、金額が69万円とありますが、誰がこれを査定したのか。そういつたシステムが当然あると思ひます。これは、保険会社さんがしたのかですね。そこあたり、ちょっと流れだけ御説明お願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今の御質問の件ですが、5月4日は休日でございまして、その日は観光課長のほうに連絡が入りまして、観光課のほうで現場を確認していただき、被害者のほうと折衝もやっけていただいております。仙酔峡駐車場が観光課の管理になりますので、とりあえず観光課のほうで被害者の対応、あと保険会社の対応等をやっけていただきまして、最終的に道路管理者がうちであるといふようなことで、今回の報告をさせていただいたところですよ。

あとこの被害額の算定等につきましては、当然被害者側からの見積もりあたりをいただきまして、全国町村会のほうの引き受け保険会社等に当然顧問弁護士等もいらつしやいますので、そういつ中で被害額の妥当性、あと過失割合の算定あたりもやっけていただきまして、この被害額及び市の過失割合といふことが算出されているところですよ。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 一つだけ質問ですよ、こういう専決の事故といふのは、保険を使うんで、もちろん警察の方には全部届け出が出ているわけですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 当然この事故につきましては、警察のほうも対応していただきまして、相手がちょっとけがをされているといふ部分もありましたので、その日、警察のほうも処理されております。何回か警察の事情聴取あたりもあつておりまして、今回につきましては

してはこの物損についての専決という形になっております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに発言がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

## 日程第2 議案第62号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、議案第62号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第62号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案集の3ページから23ページまでというふうになっております。

まず、提案理由の説明でございます。9ページをお開きいただきたいと思います。本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報を国に準じた取扱いとするために本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、10ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。

まず、第1条です。この条例の目的ということです。この条例は、これまでは「個人情報の適正な取扱いに関して」というふうになっておりましたけれども、今回「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む）」というふうに改正しております。これは何を申しますかと申しますと、この表の中段に第2条の第2号(2)に個人情報という定義の説明がございます。この下の方に但し書きが設けてございます。「ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に記録されている当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く」ということになっておまして、この部分につきましては個人情報とはみなさないというふうな条例の規定になっております。今回のマイナンバー法の施行に伴いまして、この但し書きですね、先ほど申しました個人情報に該当しないところが、今のこの但し書きになります。個人情報に該当しない、いわゆる法人等の情報に関する特定法人情報を含むということになります。

次、11ページをお願いいたします。11ページには、第2条の、この条例上の用語の定義の追加がなされているところでございます。第5号で、特定個人情報というのを追加しております。これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28項に規定する特定個人情報というふうになっておりますが、具体的には個人番号をその内容に含む個人情報のことを特定個人情報というふうに規定しているところでございます。

それから、この条例上に第6号で情報提供と記録、それから第7号で固有特定個人情報、

それから第8号で特定個人情報ファイルというふうな用語についての規定を定めているところでございます。

それから、第3条、第5条あたりにつきましては、先ほど申しました個人情報の区分につきまして、この条例でいう個人情報と特定個人情報は明確に違いがあるということで、こういった書き方をしているところでございます。

それから、12ページをお願いいたします。中段から特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知という条項を追加しております。第6条の2で、実施機関は特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更するときも、同様とするということでございますが、この特定個人情報ファイルといいますのは、電算機器を使いまして検索できるような特定個人番号が入ったファイルをつくることを言うものでございます。このときには、阿蘇市の情報公開、個人情報保護審査会にこういったものをつくるというようなことを通知しなければならないということになっております。この内容としましては、第1号でファイルの名称、それから組織の名称、利用目的、記録されている項目、それから収集の方法、提供先等について報告することになっております。それらについてが、この12ページから13ページまでにかけて記載されているところでございます。

それから、中段に第2項として前項の規定は次に掲げる特定個人情報ファイルについては適用しないということで、犯罪の捜査等に関わるもの、それから公訴の提起、それから職員ですね、実施機関の職員というのは市の職員ですけれども、職員又は職員であったものに関わる個人情報ファイル等については、こういった報告の手続きは必要ないということが定められているところでございます。

それから、14ページ、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表ということで、第6条の3に、実施機関、市ですけれども、市は当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて作成し、それを公表しなければならないというふうになっております。前項の規定は、次に掲げるファイルには適用しないということで、先ほど申しました犯罪等に関する部分については公表しなくてもいいということになっております。

それから、15ページをお願いいたします。下段になりますが、特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限という項目がございます。これまでは個人情報の提供については制限はされておりましたわけですけれども、今回の条例改正で個人情報と特定個人情報は違うということを明確にするために、旧条例であった第2項を削除しまして、新たに第8条の2ということで、条立てで定めているところでございます。特定個人情報の利用の制限ということで、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならないというふうにしてあります。ただし、個人の生命・財産の保護等に必要になる場合は、本人の同意があれば利用しても構わないというふうになっております。

それから、第2項では、利用目的以外の目的のために利用するときは、本人または第三者の権利・利益等を侵害してはならないということ等についても定めてあるところでございます。

それから、17ページをお願いいたします。特定個人情報の利用の制限ということで、第8条の3を新たに設けております。これは、実施機関は番号法と同様に第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないということで、法と同一の取扱いをするように条例を整備したところであります。

次の第9条、第11条、第12条、第13条等につきましては、個人情報の取扱いですね、条例でいう個人情報と特定個人情報、これについて違いがあるということで、こういった括弧書きで、どれに該当させるかということを確認しているところでございます。

18ページに開示請求権というのが定めてあります。第13条で、何人も、誰でも保有個人情報は開示請求をすることができるということでございますが、今回新たに第2項で、本人の委任による代理人についても請求ができるということを追加しております。第2項の追加のところですね、そういうふうになっております。

それから、第15条、実施機関の開示義務ということで、実施機関、市は開示請求があったときは開示しなければならないというふうになっているところでございます。これについても、個人情報なのか、特定個人情報なのか、そういったものについても細かく規定しているところでございます。

それから、19ページにつきましては、訂正の請求ということでございます。第25条で、誰でも実施機関が保有する保有個人情報に誤りがあるときは、その誤りの訂正を請求することができるということでございます。

それから、20ページについては削除の請求ということで、間違った個人情報が記載されている、あるいは違法な方法で収集がされたということがわかった場合には、その内容について削除の請求をすることができるということでございます。

それから、第27条では、中止の請求ということで、当該情報が当該目的外で利用されている場合が判明した場合には中止の請求もすることができるということでございます。

それから、27条の2で、特定個人情報の利用停止の請求ということが書いてございます。これも大体同じような内容でございますが、適法に取得されたものでないとき、あるいは必要以上の情報を保有しているとき、それ等につきましては、その利用の停止あるいは消去を求めることができるというような規定でございます。訂正等についても、同じように請求ができるということでございます。

それから、21ページになりますが、情報提供等記録の提供先への通知ということで、そういった請求に基づいて訂正を行った場合には、利用機関についてその旨を通知するということが規定されているところでございます。

それから、32条、33条、34条、35条、37条、39条、40条、これらにつきましても個人情報、この条例でいう個人情報と特定個人情報、この区分を明確にするために括弧書きで追加の条例改正を行っているところでございます。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 本案につきましては、御承知のように会議中の日程に従って、各常任委員会に付託されます。従って、自己の委員会の件につきましてはの質疑については御遠慮

をいただきたいと思います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 詳しく今説明がありましたけれども、法改正に伴う阿蘇市条例の改正と思いますけれども、4ページの一番下のほうに、「その他市長が定める事項」とありますけれども、この条例改正で規定も要領・要綱等について、阿蘇市独自のものがあるとすれば何があるのかを説明していただきたいと思います。ないならないで、結構でございます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

個人情報等につきましては、日本国中同じ記述でいっております。阿蘇市だけの個人情報、ほかの地域では認められるけども阿蘇市では認められない個人情報、そういったものはございませんので、個人情報の保護条例というものは、個人情報保護法に基づいて、国内全て一緒というふうに認識をしております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 当然規定はもちろんですけれども、要領・要綱についても全くそのような、今説明があったとおりですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 要領・要綱については、国のを基に、国の基本を崩さずに、職員にわかりやすいようにということで別途設けております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今説明がありましたように、阿蘇市独特なものがあるとすればですよ、それを紹介していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） この4ページの一番下の（10）に該当するものについては、今のところございません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 17ページの9条をお願いします。一般の市民の皆様は、全国そうだろうと思うんですけど、年金機構の問題があってから情報漏れのほうが心配だと言われる声が多くあります。その中で、情報漏れについては9条で簡単に書いてあるだけなんですけど、これからはマイナンバーも含めて、事業者がナンバーも含めて持つようになります。そういった意味では、ここでは9条をですね、もうちょっと詳しく書くか、何かしたほうが良いと思うんですが、さしあたってこの情報漏洩に対して規則とか、詳しいやり方とか、あるんでしょうか。そこのところの詳しい説明をよろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 個人情報関係の情報漏洩等につきましては、現在のところ、本条例の中で罰金というのが規定されております。たしか50万円じゃなかったかなと思います

し、今回この条例改正はあくまでもマイナンバーの導入に伴う第一歩目の改正になってきますので、今後弱い部分、御意見いただきましたところあたりを国なり県なりと煮詰めた上で、最終的にベストの状態に持っていくようにというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 罰金については100万円以下です。23ページに書いてありますけど。例えばですね、たばこでも分煙とか、分煙室をつくらないといけないとか、そういった決まりとかできてきていますので、これはもっと重要な問題ですので、パソコンの管理とか、ネットワークのつなぎ方とか、そういったことまで含めて細かく規則をつくっていったほうがいいと思います。いろんな事業所が扱うものですので。その点の御見解をもう一回お願いしたいのと、先ほど言いました23ページの罰則規定ですが、情報漏れのときですね、情報が漏れたというのを調べていく方法は現在あるのか。あるいは、また情報が漏れたと思ったときにどこに訴えていけばいいのか。そのことについて、御答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） まず、情報が漏れたとかいう部分については、やはり個人の方が自分の情報が漏れているんじゃないかというふうな疑いがあるときは、直接行政機関のほうに申し出ていただければいいかなと思います。

それから、こういった特定個人情報あたりにつきましては、パソコン上、いわゆるネットワーク上で管理されております。ネットワーク上はログというのがございまして、誰が見たかというのがちゃんと記録されるようになっております。一般的に職員のパソコンはすべてネットワークで管理されておまして、その人が使うパソコンも誰が、何時に、どういう情報を見たとか、そういったものもすべて見ることができます。ですから、例えば職員、どういふふうに探し出すかというふうなことににつきましては、そういった通報等があれば、そういったところから探っていくというような形になります。そういった情報が特定されればですね、当然懲戒処分の対象になりますし、こういった法的な罰金の対象にもなってくるかというふうに思っております。情報のネットワークの管理等につきましては、特にセキュリティにつきましてはかなり費用も掛けて、阿蘇市の場合ですけれども費用も掛けて監視システムあたりも導入しておりますので、そういったことについて、どういうところを、そういった監視システム等についても職員にも十分周知しておりますので、変なパソコンの使い方をすればですね、こちらのほうから随時注意をしているというようなこともやっておりますので、こういったところについては今後とも、新たに特定個人情報等の管理も入ってまいりますので、再度そういったところについては新たに構築すべきものがあるのであればですね、そういった監視システム等も構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君、3回目です。

○4番（谷崎利浩君） 市役所内ではある程度のことができると思いますし、それ以上のことになると専門的な調査できる人がいないと、今ではログインの記録もメールで改ざんというか、別のところを通して送るとかいうこともできるみたいなので、それはそれで気をつけていただきたいと思うんですが、これは普通の事業所もですね、マイナンバー、源泉徴収の

ときに出したりとか、将来的には銀行の通帳もマイナンバーと連動するということを聞いておりますので、事業所に対してはどのような取り組みをされますか。よろしくお願ひします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 各事業所関係については、熊本県のほうで今回また説明会が開催されるようになっておりますので、そちらのほうの御案内をやっております。各事業所については、その各機関を通じて直接連絡が行っているというふう聞いております。特に個人情報関係の分については非常に心配されるところでありますけれども、このナンバー法によって厳しく情報の取扱いというのが制限されておりますので、あとはそういった研修会の中で番号法の詳しい説明があつて、これを逸脱すれば厳しい処分と申しますか、法的に反したということでも処分もあるということが説明されるものというふうにしてあります。

○議長（藏原博敏君） 5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） マイナンバーは0歳児から阿蘇市のほうに住所がある方全部に付くと思うんですけども、公立の小中学校あたりのセキュリティの取扱いはどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 小中学校のパソコンに関する情報のセキュリティ問題ということでよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 基本的には、総務課のほうの説明があつたとおり、教職員のパソコンにつきましても記録が残るようになっておりますし、特に文書等のメール送信につきましても、阿蘇市独自の、教育委員会のほうでつくっておりますサイボウズというシステムだけで管内学校にメールでやりとりをしておりますので、そのほかの職員にメールができるという状況じゃございません。ただ一般的にするメールにつきましても、また記録のほうで確認をしていく、メール送信等の確認が、担任というか、職員以外の者については記録を確認しながらチェックをしていくという形になるかと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それじゃ、学校関係でも市役所あたりと同じぐらいのレベルのセキュリティではできているということよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 基本的には、一緒に情報管理室のほうでセキュリティにつきましても同様にお願ひしているところではございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第3 議案第63号 阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、議案第63号「阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改

正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第 63 号「阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案集の 24、25 ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

これは、いわゆるサラリーマン等雇われている人の年金を一元化するという法律ができておりまして、それに伴う改正でございます。

25 ページをお開きいただきたいと思います。これまで地方公務員につきましては、共済年金というのが適用されておりましたけれども、今回の法律の改正によりまして、本年の 10 月から厚生年金に統一されるということになっております。これに伴いまして、本条例の中にあります特定警察職員等への適用期日という条項の中に、いわゆる法律の根拠が変わったので、その分について変更するものでございます。

特定警察職員等の定義を引用する法律がこれまでは地方公務員等共済組合法というふうになっておりましたけれども、厚生年金保険法に改正するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 4 議案第 64 号 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、議案第 64 号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第 64 号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本件は地域手当の支給地域見直しに伴い、旅費のうち宿泊料の算出について国に準じた取扱いとするため本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、27 ページの新旧対照表のほうで御説明申し上げます。旅費の中に、ちょうど中段の表がございますが、宿泊料の欄に乙地方と甲地方というふうに書いてございます。乙地方につきましては 1 夜につき 1 万円、甲地方については 1 万 2,000 円というふうに規定されていますが、この甲地方はどこを指すかというふうなところが備考欄に書いてございます。この内容が、国の地域手当の大幅な変更によりまして、その内容が少し変わったということで今回国に合わせてその内容を変更するものでございます。

これまでは、東京都の特別区の存する地域及び政令指定都市のうち一般職の職員の給与に関する法律の規定、これは地域手当の規定ですけれども、1級地から4級地までのところで支給するというふうになっておりました。今回、地域手当の大幅な改正に伴いまして、国のほうが対象地域を東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令に定める地域その他これらに準ずる地域の財務省令で定めるものをいうというふうになっております。これは、具体的に申しますと、地域手当の1級地から5級地までというふうになっております。地域についてはそんなに大きな変化はございませんけれども、これまでは東京都の場合が特別区というふうに23区に限定されてございましたけれども、これからは東京都のうち、先ほど申しました1級地から5級地に該当する分については甲地方の対象になるというふうなことになっております。具体的に申しますと、東京都23区以外では、例えば調布市とか府中市、こういったところについても甲地方になるというふうな改正でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第65号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第65号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第65号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

議案集の28ページ、29ページになります。

本件につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定する通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの交付に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

今回新たに改正後のほうでございますが、通知カードの再交付手数料1件につき500円、個人番号カードの交付手数料1件につき800円、個人番号カードの再交付手数料1件につき800円を新たに設けるものでございます。

補足でございますけれども、平成27年4月の総務省からの通知によりまして、通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料相当経費につきましては、国庫補助の対象となるということで通知が来ております。これによりまして、本市では国庫補助の対象となる期間は手

数料を徴収しないところでございますが、今回の条例改正では個人番号カードの交付手数料 1 件につき 800 円を加えておりますが、今後国庫補助がなくなった際に備えて、再度の条例改正を省くために今回入れさせていただいているものでございます。

実際の運用につきましては、阿蘇市手数料条例第 6 条第 1 項第 8 号に、その他市長が特に必要と認めたものという免除規定に基づきまして、市長決裁により免除としまして、初回の個人番号交付の手数料につきましては徴収しない、つまり無料とすることを補足させていただきたいと思っております。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 6 議案第 66 号 阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 66 号「阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました、議案第 66 号「阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

議案集の 30 ページ、31 ページになります。

本件は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名が改正されましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

31 ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。改正前につきましては、第 3 条 (3) で「母子及び寡婦福祉法」とございますが、国の法律の題名の改正に伴いまして「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正を行うものでございます。

第 2 条の阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても、同じように「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用するものでございます。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第7 議案第67号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○議長（藏原博敏君） 日程第7、議案第67号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第67号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明をさせていただきます。

まず本件につきましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴いまして、保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案集の33ページ、34ページの新旧対照表のほうをお願い申し上げます。

まず、第6条の改正部分でございますが、改正前は第7条第1項でございますが、このところを次条を第1項に改めるものでございます。

次に、第29条、31条、44条、47条につきましては、現在「又は看護師」とある部分を、「看護師又は准看護師」と改めるものでございます。

また、附則につきましては、この条例は公布の日から施行することとしているところでございます。現在、保健師または看護師につきましては、1名を保育士とみなすということがありましたが、今後改正によりまして准看護師も保育士として認められるということによる改正によるものでございます。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第8 議案第68号 阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について**

○議長（藏原博敏君） 日程第8、議案第68号「阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議案としていただきました「阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について」御説明させていただきます。

本件につきましては、阿蘇市火入れに関する条例の一部改正についてでございます。

まず、右のページの新旧対照表を見ていただきたいんですけど、36ページでございます。備考の欄に、左の方の改正後でございますが、鳥獣保護管理法、右の方が鳥獣保護法ということになっております。これにつきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名が改正されてございます。その分につきまして、市の火入れ条例に関する条例の内容も変更するものでございます。

説明は以上です。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。次の議題が一般会計補正予算についてになっておりますので、ここで暫時休憩を取りたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、11時05分から再開いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

#### 日程第9 議案第69号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第69号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お疲れ様です。ただ今議題とさせていただきました別冊1になります。議案第69号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について」御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額に10億1,966万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ186億7,228万9,000円といたしております。

9ページをお願いいたします。9ページの歳入になります。

款10 地方交付税、この普通交付税につきましては、平成27年度の交付額が確定いたしましたので、5億1,486万3,000円を増額いたしまして計上をいたしております。なお、前年比△1.2%となっております。

次の国・県支出金につきましては歳出の欄で御説明をいたしますが、個別に数件説明させていただきます。

まず、9ページの一番下になります。この同じページですね。款14 国庫支出金、目5 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、大雨による現年災害分の国庫負担金として5,336万円を計上いたしております。

次に、10ページの下の方になります。国庫補助金の目6になります。土木費国庫補助金の要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金の1億2,108万6,000円につきましては、

白雲山荘の改修事業に伴う国庫分となります。

11 ページをお願いいたします。11 ページの中段になります。款 15 県支出金です。目 1 の総務費県補助金の熊本県阿蘇火山活動等降灰対策臨時交付金 139 万 6,000 円につきましては、降灰の除去等の事業に対し県費として 2 分の 1 を補助するもので、今回のメニューといたしましては降灰除去の機材の購入、それと、小中学校のゴーグルの購入ですね、それと住宅等の降灰作業等に要する費用として計上をさせていただいております。

13 ページをお願いいたします。13 ページの款 18 繰入金でございます。今回、国保、それと介護、後期高齢の特別会計繰入金といたしまして、平成 26 年度の精算が終了いたしております。それに伴いまして、それぞれ一般会計へ受け入れるものでございます。

次のその下の段にあります、目 1 の財政調整基金繰入金と、目 2 減債基金繰入金につきましては、当初予算編成時財源調整といたしまして取り崩しを計上してはいたしておりましたが、今回の補正財源調整によりまして取り崩しの必要がなくなったため、全額減額ということにしております。

14 ページをお願いいたします。一番上の段になります。款 19 繰越金につきましては、平成 26 年度決算に伴いまして、次年度への純繰越金が確定いたしましたので、今回 5 億 8,068 万 2,000 円を増額して計上をいたしております。

次の市債につきましては、歳出の欄で御説明をいたします。

16 ページをお願いいたします。ここから歳出になります。主なものについて御説明をいたします。16 ページの款 2 総務費、そのうち目 5 になります。財産管理費の黒川牧野組合の補償 563 万 2,000 円につきましては、県の砂防工事に伴う原野の売り払い分となります。場所は、カドリードミリオンから上った上流のほうになります。

17 ページをお願いいたします。中段になります。目 14 地域情報化基盤整備基金費への積立金、今回 5,000 万円計上させていただいておりますが、今後予想されますお知らせ端末の更新、また光ケーブルの維持費等に対応するため、今回積み立てるものでございます。

次の目 16、公共施設管理基金費への積立金 3,000 万円につきましては、老朽化等によりまして公共施設の修繕または大規模改修が今後予想されます。そのために、今回 3,000 万円を積み立てていくものでございます。

なお、この情報基盤基金と公共施設管理基金につきましては、今後も財源を見ながら積み立てのほうを行っていきたいというふうに考えております。

18 ページをお願いいたします。下の段になります。款 3 です。民生費、目 1 社会福祉総務費の負担金補助及び交付金になります。先ほど歳入の欄で申し上げましたが、要援護者降灰除去支援事業補助金 120 万円につきましては、自立で降灰処理が困難な高齢者または障害者等の住宅の雨樋などの清掃に要した費用を補助するものでございます。なお、事業費の 2 分の 1 は、先ほど御説明いたしましたとおり 2 分の 1 が県補助金という形になります。

19 ページをお願いいたします。19 ページの下の段になります。款 3 の民生費、目 1 児童福祉総務費の委託料でございます。その中に放課後健全育成事業整備工事設計業務委託料として 250 万円を計上させていただいております。これにつきましては、一の宮地区内の統合小

学校の 신설に伴いまして、今年度末で統合いたします一の宮給食センターを放課後児童クラブという施設として活用するため、その改修に伴う設計費を今回計上させていただいております。

次に、20 ページになります。一番上でございます。赤ちゃんの駅登録・整備事業委託料 248 万 4,000 円につきましては、気兼ねなく授乳やおむつ替え等ができるスペースを確保できる施設をステッカー等を掲示して登録をしたりですね、またイベント等でも気軽に参加できるようテント式の移動式赤ちゃん駅を整備するものでございます。なお、この財源につきましては、すべて国の地域活性化交付金を全額充当いたします。

21 ページをお願いいたします。21 ページの真ん中になります。生活保護費の目 2 扶助費でございます。ここに返納金という形で 2,227 万 3,000 円を計上させていただいておりますが、これは平成 26 年度の生活保護費の精算に伴う国庫負担金の返納分という形になります。

次に、22 ページをお願いいたします。衛生費になります。目 1 塵芥処理費のリース料でございますが、現在、波野地区の収集車が故障によりまして、また修理に多額の費用を要します。また走行距離も 24 万キロを超えているために、新たにリースとして導入するものでございます。

また今回、リース期間分を債務負担行為で同時に計上させていただいております。現在は、未来館より一時お借りいたしまして対応をしております。

次に、農業費にいきます。一番下段の目 3 農業振興費です。そのうちの負担金補助及び交付金につきまして、まず阿蘇火山防災営農対策事業費補助金 1 億 6,200 万円につきましては、噴火対策として単棟ハウス施設、または連棟ハウス施設を導入するための補助金として計上をいたしております。なお、歳入といたしましては、補助対象が総事業費に対しまして 2 分の 1 が国庫補助、5 分の 1 を市補助、また現在調整中ではありますが、予算上 5 分の 1 を県補助という形で計上させていただいております。

次の段のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業費補助金、このトマト分につきましては、トマトハウス施設導入のための補助金となります。なお、財源といたしましては、3 分の 1 が県補助、6 分の 1 が市補助となります。

次の 23 ページをお願いいたします。一番上段になります。同じ補助金の、今度はアスパラガス分でございます。167 万 8,000 円につきましては、自動灌水施設導入のための補助金となります。財源につきましても、同じく県補助が 3 分の 1、市補助が 6 分の 1 で計上いたしております。

次に、目 5 になります。農地費の工事請負費です。阿蘇広域農道整備工事を 1,800 万円計上させていただいております。これは、1 期工事分の未整備箇所分の用地交渉がまとまりましたので、今回関連事業費を計上させていただいております。財源といたしましては、合併特例債を活用いたします。場所は、広域農道から永草に入る四つ角から西側になります。

24 ページをお願いいたします。林業費になります。目 2 林業振興費の 1 の報酬から 9 の旅費の合計、すべて合わせまして 282 万 6,000 円になりますが、この分につきましては森林集約化協議会事業といたしまして、今回モデル地区を古城、中通地区といたしまして、森林所

有者情報または地籍情報の提供などを行いまして、集約化活動や森林経営計画の作成を促進させるといふものの事業となります。財源といたしましては、県から先ほどの協議会のほうに一度納入されます。今回計上している分 282 万 6,000 円につきましては、全てその協議会から雑入という形で受け入れることといたしております。市の負担はございません。

次に、同じ目の負担金補助及び交付金の二つの補助金がございます。

まず、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金の 1,098 万 9,000 円と、その下の段の熊本県林業木材産業振興施設補助金 766 万 7,000 円につきましては、それぞれ高性能林業機械プロセッサと木材集出荷用機械導入に伴う補助金という形になります。なお、計上予算全額国・県補助となりますので、市の負担はございません。

25 ページをお願いいたします。商工費になります。下の段です、25 ページの下の段になります。目 9 地域振興対策費、そのの工事請負費と備品購入費という形で、阿蘇山麓多目的広場環境整備関連費用といたしまして、2 つで 1,600 万円を計上しております。これにつきましては、いこいの村の道反対側の広場でございます。これを整備するための費用を計上しております。主にトイレ、それと駐車場等の整備という形になります。

26 ページをお願いいたします。土木費になります。中段の目 1 です、土木総務費、その負担金補助及び交付金になります。要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金 1 億 6,290 万 2,000 円につきましては、阿蘇白雲山荘の耐震改修事業に対する補助金を計上いたしております。この財源につきましては、補助対象事業費の 33.3%が国庫補助です。県と市がそれぞれ 5.75%の補助となります。残りは自己負担という形になります。

次に、道路橋梁費の目 1 です。道路維持費の修繕料、それと補修用材料及び道路維持工事費等の増額につきましては、市内一円にわたりまして区長さんからの要望とか、また危険箇所につきましては対応するため、今回それぞれ増額して計上をいたしております。

27 ページをお願いいたします。27 ページの下の段にあります河川費になります。目 1 河川事業費の工事請負費でございますが、河川掘削工事といたしまして、今回 2,100 万円増額の 3,100 万円で計上しております。

その下の段の河川改修工事につきましては、これは主に古閑川になりますが、その改修費として 2,160 万円増額いたしまして、4,160 万円を計上いたしております。河川改修分につきましては、合併特例債を財源として活用をいたします。

28 ページをお願いいたします。住宅費のほうをお願いいたします。目 2 です、下の段になります。住宅建設費の市営住宅整備事業ストック改善工事、これの 2,480 万円の減額につきましては、一部水洗化工事の延期に伴いまして今回減額計上といたしております。また、減額に伴いまして、国庫補助金を 1,144 万 5,000 円の減額、市債を 1,540 万円の減額で計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。消防費になります。一番上の段になります。目 2 の消防施設費の工事請負費でございますが、今回 380 万円を計上させていただいております。これは、本部の消防車の車庫及び土のう、それと防災関係の資機材を保管する倉庫が現在ございませんで、それを整備する費用でございます。

次に、同じページになりますが、教育費になります。目3小学校建設費のスクールバス購入費という形で今回730万円を増額という形で計上させていただいております。この分につきましては、もともと上げていた予算の分の車種変更によります減額もございますが、今回新たに尾ヶ石東部小学校統合に伴いましてスクールバスの購入が必要になりましたので、その増額分が要因となります。その下の段の閉校実行委員会補助金の増額につきましても、同様に尾ヶ石東部小学校統合によるものでございます。

30ページをお願いいたします。30ページの下の段にあります。目2体育施設費になります。その工事請負費につきましては、まず社会体育施設駐車場白線改修工事として134万円を計上させていただいております。これは、公共施設駐車場の白線が非常に消耗しているため、区画線の補修を行うものでございます。現在、担当課で予定している場所は阿蘇体育館の駐車場、それとアピカの北側駐車場とフェスタ広場の駐車場、それと一の宮就業改善センターの駐車場と波野体育館の駐車場を今のところ予定をしております。

次の防球ネット設置工事210万5,000円につきましては、一の宮社会教育センターグラウンド内の防球ネットを、安全性をより確保するため、今回設置するものでございます。場所といたしましては、バックネット裏のネットの増とハローワークとの境ですね、あの辺のネットの追加でございます。

31ページをお願いいたします。目3給食センター費でございます。給食センター費の、まず工事請負費と備品購入費につきましては、今回全て給食センターの改修工事として整備をするため組み替えという形を行っております。

最後に、災害復旧費でございます。目1河川等災害復旧費でございますが、この分につきましては6月末から7月上旬に掛けての大雨によりまして発生した災害復旧費を計上いたしております。

なお、補助分の災害につきましては、財源といたしまして国庫補助が66.7%の5,336万円という形で計上しておりますし、残りは災害復旧債という形で、市債で2,660万円を計上いたしております。

以上、一般会計補正予算につきまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 16ページ、黒川牧野組合の支払いですが、ほかのところは原野組合になっているんですが、これは黒川牧野組合というのは筋違いで、大体原野委員会に払わなれないお金なんですけど、これは区長さんと相談されたのかという質問が一つですね。

それと、交付税が1.2%下がっていますけど、その要因についての御説明と、もう一つは25ページの道の駅の、これは道の駅阿蘇まで括弧ですね、の利用委員会というのは何をされているのかという、その3つの質問についてお答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

まず16ページの補償ですね、これにつきましては相手方はもともとは県でございまして、

県のほうと、県の砂防工事でございますので、地元の区長または牧野組合、原野委員会も入っていたと思いますが、県の契約に基づきまして、阿蘇市も相手方と契約しております。今、議員が言われましたように、これは原野管理委員会ではないかという話でございますので、その分につきましては県のほうに確認をさせていただきたいと思います。現時点では、あくまでも県の契約に基づいた相手先という形で市のほうも契約をいたしております。

それと交付税につきましては、今まで申し上げておりますが、今年の 1 割分の減額が 27 年度から始まったという形でございます。1.2 というのは、もちろん増加の要因もございますので、そういう部分も含めて段階的に減っていく交付税の削減が始まったのが一番大きな要因でございます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 25 ページの地域振興対策費の 8 のまちづくり推進費の報酬並びに旅費でございます。道の駅阿蘇活用検討委員会につきましてでございますけれども、これにつきましては現在全国に 1,059 の道の駅の登録がございまして、その中でですね、地域活性化の拠点とする取り組みが進展しているというふうな状況でございます。

こういう状況の基に国のほうが平成 26 年度におきまして重点道の駅制度という制度を創設いたしてございます。その制度の中で、今回、道の駅阿蘇のほうが重点道の駅候補といったところの選定をいただいております。全国で 49 カ所、九州で 4 カ所の候補の指定をいただいております。こちらの重点道の駅候補といたしまして国のほうから選定を受ける形で、国のほうから重点支援を受けられるというふうなメリットがございまして、そういった支援にあたりまして、今後道の駅阿蘇といたしまして、地域振興への利活用を検討するための委員会というふうなことで、今回、20 名以内の委員さんを組織する委員という形で今回報酬並びに費用弁償を計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎議員に申し上げます。3 点質問されましたが、一番最後のまちづくり課の分につきましては、所管の委員会ですので御配慮いただきたいと思います。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 16 ページの牧野の件ですが、これは国から原野が払い下げになって、そして阿蘇町で合併して、阿蘇市で合併していく中で、いろんな経緯がありまして、前回の補正予算でも乙姫川の件でちょっとおかしいなと思いましたが、以前詳しく勉強されていた議員のところ、元市議のところに行きましていろいろお伺いした結果、基本的には土地は市の土地だけれども、権利、入会権の権利は原野委員会ということで、原野委員会というのは住民を代表した原野委員会ですから、入会権の権利は住民にあるということで、売却するときには住民、すなわちその代表であるところの区長さんあてに払わないといけない、国は払わないといけないということになって、その区から上草の権利を持っている牧野組合に管理料として払うとか、そういった経緯になっているらしいです。そのところを、以前乙姫川の砂防ダムの問題があったときに、元黒公民館に県と市の担当者と集めて話し合いをして、その話は付いたはずなんだけど、また間違っているということ指摘されました。それで、市のほうとしてもその相続と言いますか、経緯の流れの話し合いがちゃんとなってい

るのかという疑問が一つあるのと、県のほうに区長さんが呼ばれて話をされているんだっから、区長さんもその流れのところをわかっておられないんじゃないかということを思います。それで、この執行に対してですね、執行する前にもう一度区長さん方と相談されたらいかかと思いますが、財政課長、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おっしゃるとおり、もちろん執行前には確認をいたします。ただ、県の契約に基づいての相手方を設定しておりますので、また県のほうとの協議も必要になってまいりますので、そちらのほうとの協議を進めていきたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 1点だけ。19ページの放課後健全育成事業整備の設計料ですけれども、設計料自体は別に問題はありますが、一の宮の給食センターを放課後子どもクラブの施設として利用するということですのでけれども、どういった計画を立てているのか、その子細を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えをいたします。

統合小学校が来年4月から開校するというので、子どもたちの学童保育の場として給食センターを選んだわけですけれども、給食センター自体は本年度の3月まで運営をいたしますので、改修工事にあたるのは平成28年度になります。ですので、今年度補正で設計の分、どういう改修をするかということの予算は上げさせていただいて、来年、給食センターの役割が終わった後に改修工事をしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 来年改修ということですが、その間の放課後子ども教室はどのように、今のままで続けるということですか、統合するということですか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 今年度につきましては、当然今行っております宮地小学校と古城小学校がそれぞれやるんですけれども、来年4月からにつきましては、そのとりあえず新しい校舎の一部、具体的には体育館なんですけれども、体育館の2階を一部借用する形で使うようには予定しております。ですので、給食センターの工事期間中は、新校舎の体育館の2階を使うということになります。

○議長（藏原博敏君） 8番、森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 1点だけお伺いします。

31ページなんですけど、阿蘇給食センターの改修工事というふうな管工事の請負、この説明をお願いします。

また、阿蘇の給食センターは外側が相当陥没しているんですよ。浄化槽のほうも相当、この前見にいったら30cmぐらいか、相当陥没しているんですよ。その工事というのは、どういうふうな今後統合してやるんですかね。その御説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回の御指摘がありました舗装の部分の改修もしますし、一部地盤沈下して排水等が不備なところもございますので、併せて整備をしていくところにしております。

今回の改修につきましては、当初配送車の車庫あたりを別棟につくっていきたいということでもございましたが、現在のセンターに増設をしていくという形で対応していきたいということでの組み替えでございます。現在、米飯ラインにつきましては、3,000食の能力がございます。調理のほうは、2,000食しかないということで、ただ今回統合小学校と統合中学校の分を増築していくということで、人数的には300食ぐらいでいいでしょうけれども、調理の中学校、小学校の割り振りの関係で、釜は500食ぐらいの大きい釜を入れませうけれども、調理厨房の能力としましては、2,500食ぐらいになるかと思っております。

今回合わせて消耗品等につきましては、トレイとか角仕切皿を統一していきたいということでも計上しております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 外側のほうは、一応工事というか、改修はいつやるの。結局、やはり子どもたちの食事をつくるのにあの状況を見たら安心・安全な形でつくれるような周りは状況じゃないんですよね。だから、いつ、もう見積もりを取っているのか、いつから工事にかかるのか、どういうふうな形でやるのか、ちょっとお知らせください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 今回、この予算の組み替えのお願いをしております。この組み替えの予算の議決の後に発注をしていきたいと。実際の工事につきましては、11月から3月いっぱいぐらいかかると思いますが、先に増設部分をつくりまして、3月の中旬ぐらいには、壁一枚を取り壊して、配管、電気等をつないでいくというふうな作業になってきますけれども、その工事に入った時点で、その後に舗装工事も地盤沈下している分については一緒に合わせて舗装をし直していくというふうなことを予定しているところであります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、森元議員の質問と関連いたしますけれども、給食センター費ですね、これ当初の説明があったとき、今も言葉が出ましたけれども、予算は全体的には組み替えでございます。しかし、今ちょっと説明がありましたけれども、あまりにも当初の設計がその倍以上の、倍近く、4,500万円を追加しなければならないということは、当初の設計の段階でどのようなことがあってこのような多額を補正するのかですね。それと組み替えですけれども、調理機器購入費が減額になつとるわけですね。これで大丈夫ですかね。これも文教あたりでよく調べていただきたいと思っております。

せっかくだから続けてやります。

あと30ページですね、人権同和教育、これは毎年聞き慣れた言葉ですけれども、当初ではどうして予算組まなかったのかということでもございます。

それと17ページ、先ほど説明がありましたけれども、公共施設の基金の積み立てでございますけれども、一般財源で本当に無理して予算を組まれていると思っておりますけれども、例えば、どのような公共施設といいますとたくさんありますけれども、どのような事業を計画されているのかを質問いたします。

以上、3点でございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 阿蘇給食センターの調理機器、それから配送車の車庫の関係につきましては、厨房機器につきましてはやはり先に厨房機器を選定して、工事と合わせて取り組んでいく必要がございましたので、当初は別々に購入してということで考えておりましたが、調理機器につきましては厨房機器の選定委員会をつくりまして選定をした上で、工事請負費の中で合わせて取り組んでいくこととしました関係で、今回2,300万円を工事のほうに組み替えていくようにしております。

それから、配送車の車庫につきましても別棟につくるところでしたけれども、別棟ではやはり費用が高額になってくるということでございますので、既存施設を利用しながら増設をする形で経費節減を図っていくということで、今回2,300万円と2,500万円、4,820万円の組み替えをしておりますが、その中でも4,500万円を組み替えることでセンターにつきましては改修工事が進んでいけるということで工事費のほうに組み替えているところでございます。

それから、30ページの人権同和教育費でございますけれども、負担金補助及び交付金のところで、熊本県人権教育研究大会の参加負担金ということで、今回125万7,000円補正予算をしているところであります。今年度、10月18、19日に熊本県人権教育研究大会、県大会のほうで阿蘇郡市7市町村の会場に回ってくる関係で、県のほうからは阿蘇郡市で2,000人ぜひ参加をお願いしたいという割り当てがきておりますけれども、なかなかその辺は難しいところがございますので、教育委員会としましても毎年7市町村で行っております郡市の人権教育研究大会がございますけれども、そちらの参加人員と同様に、郡市は無料ですけれども県のほうは1人3,000円の負担金がかかります。その分を今回計上させていただいているところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 公共施設の管理費につきましては、今現在はまだ基金の積み立てはゼロでございます。今回の議決後3,000万円となりますが、学校教育施設、社会教育施設以外の公共施設すべてになります。ですので、保育園とか、観光施設とか、地域振興施設の公共施設はすべてになります。現在は、あと4年間ですが、大規模な改修をする場合は合併特例債が対象となりますが、その後は合併特例債は対象になりません。そうしますと、多額の費用が必要になってくることから、少しずつでも今から積み立てていくという形でございます。今すぐに、どこがどうのこうのというところはございません。軽微な部分については、その都度議会に予算を上げて、修繕料という形で現在は予算化をさせていただいております。

ます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

1点は、13ページの財政調整基金繰入なんです。金曜日の日に大体資料で見たかと思いますけれども、今財政調整基金として残額がいくらあるのか、それを1点お伺いします。

それから、31ページの災害復旧費です。これは、現年災の梅雨災害と思えますけれども、場所がどこだったのか、よろしかったらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 岩下議員にお願いいたします。今2点の質問がございましたが、1点目は特に所管の総務常任委員会の質問になりますので、今後御配慮いただきたいと思いません。

ほかの案件につきまして、お答えいただくところがあれば、いいですか。申し訳ありませんが、そのように取り扱わせていただきます。

ほかに質問ございませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 22ページ、23ページをお尋ねいたします。今回またハウス事業ということで、大変ありがたい、農家にとってはありがたい事業をしていただくわけでございます。先日、8月で締め切りがっておりますが、何名の関係者が手を挙げられたか、お尋ねをいたします。

それと、反当たりハウス事業はいくらぐらいかかるのか、これをお尋ねします。

それから、23ページにおきまして工事請負費の、これは広域農道分ではありますが、以前から質問をしましりましたが、あとどれぐらい残っておるのか、これで大体もう終わりであるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、22ページの火山防災営農対策事業について御説明します。

これにつきましては、本来この事業につきましては、降灰の対策ということで国の事業を今回手を挙げてさせていただきます。若干補足説明させていただきますと、本来であればこの事業については被害があつてからの10%減という形でできますが、今回は国のほうで想定の中で事業を実施できるということで予算を上げさせていただきました。事業費が1億9,400万円程度になりますが、あくまでも申し添えますが、あくまでも内示とかはあつておりません。今現在の要望の中で計上をさせていただいております。県の補助についても、今は、県議会にかけてありますのではっきりした率もわかりません。また、国につきましても通常50%ですけれども、中山間ということで55%まで上がる可能性もあります。そういった状況

の中で上げさせていただいていますので、補正の中でまたいろんな詳しい状況は説明しながら、今回、予算に上げましたが県と協議をしながら煮詰めてやっていきたいと思います。

この事業につきまして、まずは9月に上げて事業執行をするわけですけど、地域に一応説明会をしました。3地区やりましたが、今の時点では約60名程度申し込みがっております。面積にしますと約14haぐらいの面積でございます。これは、あくまでも当初説明した中で、通常規模拡大等も事業にできればという説明の中で上げたものですから、各農家、いろんな想いの中で上げておられます。本来、この事業については被害に遭う想定ということですので、露地野菜から施設園芸に変えるとか、そういった形の事業だというふうに解釈していますので、これから先、いろいろ精査しながら事業に取り組んでいきたいと思います。

それから、もう一つが23ページの広域農道の部分だと思います。今回、永草につきましては、本来ですね、1期工事でできなかった部分が4名同意が取れなくて、それについてはその後、やはり交渉をやっていった中で、まず阿蘇西前が今回当初で組んでおります。それから、今回が2カ所目ということで、永草地区について同意が取れました。これは、世代交代になって息子さんのほうから承諾を得ましたものですから、今回、工事をします。それから、もう一方については、予算の中で農地費の一番上ですね、1期分測量設計業務というふうなことで上げておりますが、これが1名同意が取られることになるということで、その中で水路の部分ですね、その人が水路が、今敷設しているんですけども、広めることによってその水路も敷設するというんですけど、交渉の中でもう水路は要らないということでしたきまして、設計を組み直さにかいかんものですから、その費用をここに充てていますので、これが通ればこの人も承諾を得るということで工事をさせていただこうかと思っています。

もう1名の方については、これは非常に厳しい部分で取れておりません。この方の場所については、歩道部分ですので、車道の部分は関係ありませんので、今、現状はちゃんと拡張した中で車道として確保しておりますので、若干歩道がその部分ないという部分ですので、大きな影響は、通行上はないかと思っています。そういうことで、1期分について1名が非常に厳しいということで、あと3名はある程度目処が付いたということで考えています。

○議長（藏原博敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 先ほどの岩下議員の質問で、2問目の質問は所管じゃないと思いますので答えていただいているんじゃないかと思うんですが。災害復旧箇所です。

○議長（藏原博敏君） わかりました。それでは、谷崎君の質疑の後に、災害復旧に関しては担当者から答弁を求めたいと思います。

○4番（谷崎利浩君） 私の質問は、先ほど13ページで言われました財政調整基金の残高です。よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 財政調整基金の残高でございます。26年年度末現在で12億4,293万7,000円でございます。

○議長（藏原博敏君） それでは、さっき質問がありました岩下礼治君の災害復旧に関する答弁をお願いします。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 失礼いたしました。先ほどの質問にございました災害復旧箇所でございますが、今回河川を5件、道路10件上げております。河川につきましては、阿蘇地区の河川が3カ所、波野地区の河川が2カ所、道路につきましては一の宮地区の路線が2路線、あと波野地区の3路線が8路線ということで計上しております。

ちょっと詳細な路線につきましては、まだ災害査定を受けておりませんので、あまりはつきり言うてしまうとできないときがちょっと問題になりますので、省略させていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君、それでよろしいですか。質問があったら、続けていいんですよ、今の件については。いいですね。はい。

ほかにございませんか。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 26ページの、先ほどおっしゃいました白雲山荘の耐震工事の件ですが、この内容を詳しく説明してください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金につきましては、国の法律にあります建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがございまして、これが平成25年に改正をされまして、病院や旅館等の不特定多数のものが利用する大規模な建築物については耐震診断が義務化され、診断結果を公表することとなりました。それに併せまして、政府が地方公共団体に対して所有者等の財政的支援に努めることを促すために、こういう補助制度が26、27年の2カ年間の時限措置で制度がつくられております。一応対象となりますのが昭和56年以前に建築されました3階建て、かつ3,000平米を超える大規模建築物ということになっておりまして、本市の場合は一応阿蘇白雲山荘が対象ということになりまして、26年の繰り越し事業で耐震改修の診断を今行ったところなんです。一応8月に結果が出まして、完全に数値上はアウトとということになりまして、耐震改修を行うか検討しました結果、改築でもいいということで補助が出ます関係で、今回、白雲山荘さんのほうが27年度、繰り越しまして来年度いっぱいにかけて改築をするということで現在補助申請があつているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） それでは、現状のやつを、要するに耐震工事をしながら改築をするということでよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 本館の7,466平米が対象になっておりまして、一応その施設が完全に数値上アウトになりましたので、改修をするよりも改築をしたほうがいいということ

で、現在の本館を取り壊して新たに建て直すということで、現在お聞きしております計画では鉄筋コンクリート5階建ての2,646平米ぐらいの規模に建て直すということを聞いております。この補助につきましては、先ほど財政課長も言いましたが、国のほうで33.3%、県・市町村で5.75%ずつということで44.8%を補助いたしますが、所有者負担が55.2%ということになっております。当然、個人の財産の改修になりますので、かなりいろいろな問題がある部分もあるんですが、実際、改築で建て直すといいますとこれぐらいの規模じゃ済まない話ですね、相当本人さんの持ち出しは数倍以上になるんじゃないかということで、一応27年度までの時限措置ということになっておりますので、今年度末にその契約というか、補助金の申請も含めまして手続きを進めるようにしているところです。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） それじゃ、取り壊して、新しく建て直すということで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

もう一つ、28ページの、先ほど水洗工事のやつの減額の分があるでしょう。これの、どうしてこういうふうになったか、内容を説明してください。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） それでは、今の質問にお答えいたします。

ストック改善の対象地域というのが坊中南団地でございます。当初は下水道事業に伴いまして中の排水等の改修を行うものでございましたけれども、下水道事業の対象年度が今年じゃなくて来年以降ということで延期をいたしました関係で、その分を減額させていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。午前中、あと3分ほどございますが、これで午前中の会議を留めたいと思います。あとは午後ですね、ほかにも質問があると思いますので、継続して審議をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

午前中に引き続き、平成27年度阿蘇市一般会計補正予算についてを議題といたします。

質問のある方は挙手をお願いします。

15番、古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 2点ほど質問したいと思います。

23ページの畜産振興費の中の、これは初めて聞く名前ですけども、阿蘇協和養鶏施設舗装修繕工事、これの内約を聞きたいんですけど。個人的な企業なら舗装してやるということもおかしいことかなと思っております。

それから、24ページの負担金補助及び交付金の中の熊本県林業木材産業振興施設整備事

業補助金の内約について教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、説明します。

23 ページの畜産振興のほうですけど、阿蘇協和養鶏です。これは、坂梨にあります県道 265 号線沿いの養鶏場、要は地域改善で建てた施設ということで、市の施設になります。本来であれば軽微な変更はそれぞれ修繕はそれぞれの経営者がするんですけど、今回はかなり老朽化しまして、入り口の部分と中の敷地内のアスファルト舗装がもうかなり傷んでおって、ヒナを運ぶときに非常に驚いて死んでしまうという恐れがあるということで、今回、主に舗装をさせていただくというところがございます。

それから、24 ページの一番下のほうに熊本県林業木材産業振興施設等補助金ということで、これは森林組合が事業主体なんですけど、グラップル付きのバックフォアとエンジン付きのリフト 2 台を購入されるということで、これは国が 50%、県が 5%ということで、一般財源の持ち出しはありません。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 10 議案第 70 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 70 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました議案第 70 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」御説明申し上げます。

別冊 2 をお願いいたします。

1 ページでございます。本予算は、第 1 号補正でございます。第 1 条に、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 312 万 3,000 円減額しまして、歳入歳出それぞれ 7 億 6,302 万 9,000 円といたしたところでございます。

また 2 条にいきまして、債務負担行為の補正を追加いたしております。

2 ページでございます。歳入につきましては、前年度決算額の確定に伴い、繰越金 312 万 3,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、事業箇所等の精査によりまして 312 万 3,000 円の減額補正をお願いするところでございます。

3 ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございますが、阿蘇市浄化センター他建設工事に関しまして、事業計画により期間が 27 年、28 年の 2 カ年にわたりますことから、債務負担行為を設定する必要がありますので 6,000 万円の追加補正をお願いするもの

でございます。

7 ページをお願いいたします。目 1 下水道事業費、既定の額から 312 万 3,000 円を減額いたしまして、3 億 6,547 万 8,000 円としたところでございます。

主なものとしましては、節 1 3 委託料におきまして、管渠長寿命化調査設計箇所等の精査を行いまして減額したものでございます。

これらの補正によりまして、歳入では繰越金を、歳出では水道事業費をそれぞれ 312 万 3,000 円減額しまして、歳入歳出総額を 7 億 6,302 万 9,000 円といたしたところでございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 一番最後の 7 ページです。7 ページの中で委託料、これ管渠の調査費が大幅に減っているんですけど、この原因は何ですか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質疑にお答えいたします。

管渠の長寿命化計画ということで、一応管の老朽化した分の管更生ということで補強するような工事がございますけれども、その調査区域の精査をいたしまして、主に内牧地区の予定の箇所を減額したところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） その地域で最初から設計単価で、設計距離で一応管更生をやっていくということで見ているわけですよね。そしたら、そこの実際その設計の段階で実施が設計まで数量がいつてないということですか。それとも、必要がなかったのが減額したと。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） すみません、一応補助事業でやっている関係でございまして、補助事業が社会資本整備交付金ということでやっているんですが、補助を申請しまして、長寿命化計画の分に対する補助と一般の未普及の補助等の区別で補助の決定がございまして、長寿命化のほうの部分が要求に満たない額の交付ということであったということで、それで調整をさせていただいたというところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 71 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 71 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 71 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

別冊 3 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。本予算は第 2 号補正であります。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 1,574 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 43 億 827 万 7,000 円といたしました。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。款 1 国民健康保険税を 6,818 万円減額しております。平成 26 年度の所得が確定いたしまして、前年に比べ大幅に所得の減少によるもので減額させていただいております。

4 番目の国庫支出金でございますけれども、療養給付費等負担金、こちらにつきましては交付決定通知によりまして 8,256 万 7,000 円の減額及び財政調整交付金、こちらも交付決定通知によりまして 2,609 万 3,000 円の減額といたしております。

次のページをお願いいたします。5 ページです。款 5 療養給付費等交付金ですが、こちらも交付決定通知による 9,197 万 4,000 円の減額としております。

次に、6 番目、前期高齢者交付金、こちらも交付決定通知によるものでございます。2 億 8,255 万 2,000 円の減額としております。

10 番目繰入金でございますけれども、一般会計繰入金につきまして 5,301 万 9,000 円を増額し、11 番の繰越金につきましては、こちらは平成 26 年度決算によりまして確定した繰越金が 1 億 9,788 万円に対しまして 1 億 7,788 万円の増額としております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 2 保険給付費といたしまして 2 億 5,857 万 3,000 円、同じく高額療養費につきましては 4,047 万円を減額しております。

3 番目、後期高齢者支援金等でございますが、こちらにつきましても 4,122 万 6,000 円の減額としております。

7 ページでございます。款 6 介護納付金につきまして 2,822 万 2,000 円の減額いたしております。

款 10 諸支出金につきまして償還金、こちら平成 26 年度の精算分といたしまして 5,119 万 3,000 円を増額しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 72 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 72 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 72 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

別冊 4 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。本予算につきましては、第 2 号補正でございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,102 万 3,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 32 億 224 万 2,000 円といたしました。

5 ページをお願いいたします。歳入につきましては、主に款 5 支払基金交付金、こちらにつきまして 685 万 7,000 円を増額しております。主に介護給付費交付金の平成 26 年度精算分でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。款 9 繰越金でございますけれども、こちらも平成 26 年度決算によりまして確定いたしました 1 億 1,256 万 9,000 円を増額しております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。歳出で主なものといたしましては、8 ページの 7 諸支出金でございます。償還金につきましては、こちらにつきましては国・県の負担金の平成 26 年度精算分といたしまして 5,580 万 7,000 円を増額しております。同じく諸支出金、一般会計繰出金でございますけれども、こちらにつきましては 1,004 万 3,000 円増額しております。こちらにつきましても、平成 26 年度分の阿蘇市負担金分の精算分でございます。

最後に、予備費でございますけれども、5,457 万 9,000 円を増額しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第 13 議案第 73 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 13、議案第 73 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 73 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。

1 ページでございます。本予算は、第 2 号補正でございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 978 万 2,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 3 億 9,876 万 3,000 円といたしました。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。平成 26 年度決算によりまして確定いたしました款 5 繰越金につきまして、978 万 2,000 円を増額計上しております。

続きまして、歳出です。歳出では、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 647 万 1,000 円及び款 4 諸支出金、一般会計繰出金につきまして 331 万 1,000 円を増額しております。

いずれにつきましても、平成 26 年度決算に基づく支出額の確定によるものでございます。

以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 74 号 平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 15 議案第 75 号 平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 16 議案第 76 号 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 14、議案第 74 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算」、日程第 15、議案第 75 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算」、日程第 16、議案第 76 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算」につきましては、一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、日程第 14、議案第 74 号から、日程第 16、議案第 76 号までを一括しまして議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） それでは、ただ今一括議題とさせていただきました議案第 74 号から 76 号につきまして御説明いたします。

まず、別冊 6 をお願いいたします。議案第 74 号、平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 144 万 9,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 1,565 万 7,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 5 繰越金につきましては、平成 26 年度決算に伴いまして繰越金が確定いたしましたので、144 万 9,000 円増額の 844 万 9,000 円を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になりますが、款 4 の水道管理費、目 1 水道管理費の需用費につきましては、消耗品と修繕料をそれぞれ増額いたしております。

続きまして、別冊 7 をお願いいたします。議案第 75 号、平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 369 万 2,000 円を

追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 1,948 万 9,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になります。款 5 繰越金につきましては、先ほどと同様に平成 26 年度決算に伴いまして繰越金が確定いたしましたので、369 万 2,000 円の増額を行いまして、1,569 万 2,000 円で計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になります。まず款 1 の委員会費でございます。目 1 の諸費の負担金補助及び交付金でございますが、今回古城小学校の閉校に伴いまして閉校準備委員会への助成金が財産区管理委員会で決定いたしましたので、今回 50 万円を補助金として計上いたしております。

次に、款 4 の水道管理費、目 1 水道管理費の需用費につきましては、修繕料を増額して計上いたしております。

古城財産区については、以上です。

次に、別冊 8 をお願いいたします。議案第 76 号になります。「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）」になりますが、これについて御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の予算総額に 737 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 2,161 万 7,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になりますが、款 5 繰越金でございます。これも同じく平成 26 年度決算に伴いまして繰越金額が確定いたしましたので、737 万 5,000 円増額の 1,237 万 5,000 円で計上させていただいております。

最後に 5 ページをお願いいたします。歳出になりますが、今回の補正分につきましては、今後財産区管理委員会を受けて用途のほうを決定いたしますので、今回は予備費に計上させていただいております。

以上、議案第 74 号、75 号、76 号につきまして御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、日程第 14、議案第 74 号から、日程第 16、議案第 76 号までについては、質疑を終了いたします。

**日程第 17 議案第 77 号 市道路線の廃止について**

**日程第 18 議案第 78 号 市道路線の認定について**

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。日程第 17、議案第 77 号「市道路線の廃止について」及び日程第 18、議案第 78 号「市道路線の認定について」は関連があることから一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、日程第 17、議案第 77 号及び日程第 18、議案第 78 号を一括議題とすることに決定いたしました。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今一括議題としていただきました議案第 77 号及び議案第 78 号について御説明いたします。

37 ページから 39 ページでございます。

はじめに、議案第 77 号、市道路線の廃止についてでございます。本件は、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、第 78 号、市道路線の認定についてでございます。本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この廃止・認定につきましては、すべてが関連をしておりますので、別冊 9、参考資料、市道路線の廃止・認定についてというのがございますので、それを見ていただきたいと思います。

1 ページでございます。全体の位置図がございます。

まずはじめに説明いたしますのが、右下にあります廃止が上高城口線でございます。認定が上高城口線、それから大和ハウス 1 号線から 14 号線までの路線でございます。その次に説明申し上げますのが左上、西湯浦 11 号線の廃止・認定でございます。その次が、その右側、前田～丸の内線の廃止、前田線の認定でございます。最後に、今町～鷺の石 2 号線の廃止・認定について御説明申し上げます。

37 ページの表がございますけれども、路線番号 1,421、上高城口線、延長が 675.9 メーター、最大幅員 21.9 メーター、最小幅員 9 メーターということで、起点・終点は記載のとおりでございます。

参考資料の 2 ページをお開きください。ここに航空写真がありますけれども、場所は皆さん御存じだと思います、阿蘇青少年交流の家に上ってまいります小堀線ですね、そのちょっと手前でございます大和ハウスの分譲地内の道路でございます。ただ今この黄色の波線で書いてある部分は認定してありまして、ここを廃止いたします。そして、この上高城口線は延長を延ばしまして、そしてまた新たに認定をするということでございます。それに伴いまして、大和ハウス 1 号線から 14 号線、ほかに枝線がございますけれども、39 ページの上から 3 行目までを認定を一緒にさせていただきたいというふうに思っております。

ただ今大和ハウスにおきましては 230 区画がございまして、そのうちにもう既に売れておる区画が 200 区間、そして建物が今建っておる区画が 104 区画ございます。定住されている方がそのうち 70 区間、まだただ今建設途中の建物も何棟かございます。そういう中で、この路線はもう既に定住化も進んでおりますので、市道の認定をしていくということが妥当であるというふうに何年か前から考えておりまして、それには、既に舗装、側溝、幅員の、これまで悪い部分がございました。そういうものにつきましても、道路の補修を大和ハウス側でしていただきまして現在に至っております。そういう中で今回、舗装も皆さん御存じだと思います。立派な道ができておりますので、認定をしていきたいということで御提案しているところでございます。

次に、西湯浦 11 号線でございます。参考資料の 3 ページをお願いいたします。これは、西湯浦ですね、鍋釣線から上っていきますテレワークセンターがございますけれども、この箇所でございます。左の方にテレワーク 1 号線ということで書いてありまして、この西湯浦 11 号線とこの交差点で重なって、どちらの路線も上まで重複しながらいっているということがわかったわけでございます。そういう中で、もうテレワーク 1 号線はそのまま上に一本上って、ここを一回西湯浦 11 号線は廃止をして、新たにこの赤の部分までを認定していくというような作業でございます。

次に、4 ページをお開きください。前田～丸の内線がこの黄色の波線でございます。これを廃止いたしまして前田線ということで認定をするという作業でございますけれども、ここは小倉遊水池の建設地でございます。この水色でずっと囲ってありますけれども、これが一応小倉遊水池の周囲堤等になってまいります。そういう中で、破線の中に、破線の延長線部分にちょうど一時たんすい地になる部分が出てまいりますので、これは一回廃止をいたしまして、周囲点までをまた再度認定をするという作業でございます。

ちょっとこの周囲点のところは南側にきておりまして、本当だったらもっと北側になるんですけど、その部分に東西に市道今町～鷺の石線 3 号というのがちょうどまっすぐ東西に来ておりますので、T 字に交差するという路線になってまいります。

それから、5 ページをお開きください。今町～鷺の石 2 号線でございます。これは、ちょっと右上に拡大して写真がございますが、これはこの間鷺の石橋が架設されました。この位置が元の位置よりもちょっと上流側に来ております。ですから、その部分まで市道を延ばそうという作業でございます。このように一回廃止をいたしまして、新たに今町～鷺の石 2 号線を認定するという作業でございます。

以上、議案第 77 号及び議案第 78 号について御説明を申し上げました。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、日程第 17、議案第 77 号及び日程第 18、議案第 78 号について、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第 19、議案第 79 号「工事請負変更契約の締結について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程第 19、議案第 79 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第 19 議案第 79 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 日程第 19、議案第 79 号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） ただ今議題としていただきました議案第 79 号「工事請負変更契約の締結について」御説明いたします。

議案書の 40 ページをお開きください。本件は、平成 26 年 7 月 10 日に議会の議決を経た阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センターの建設工事請負契約について変更契約を締結したいので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容は、この 1 から 6 までございます。

1、契約の目的は、阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センターの建設工事でございます。変更前の契約金額が 2 億 2,010 万円、税込みでございます。3、変更後の契約金額 1 億 8,381 万円、税込みでございます。4、変更現金額 3,629 万円、税込みでございます。5、変更理由、本工事の入札における落札差金並びに発注後の現地詳細調査の結果、防食塗装範囲の縮小及び仮設計画変更により減少となったためでございます。契約の相手方は、東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル、会社名は地方共同法人、日本下水道事業団、理事長、谷戸善彦様でございます。

工事の内容といたしましては、老朽化に伴いましてこの浄化センターに最初に汚水が流れてくるところでございます。沈砂池といいますけれども、そこの全般的な工事をするために行った契約でございます。

以上、議案第 79 号について御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 確認だけです。これは、去年の議会の議決を経ておるわけでございますけれども、今後この工事契約の変更というようなことで、金額が減ったことはもう私は満足しておりますが、工事はいつごろから始まりますか。お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。

改築更新の事業自体は、もう 20 年ぐらいからずっと順次やっておりますけれども、この契約に関しては 26 年、27 年にまたがる分の工事でございます。26 年に契約した分でトータルの先ほどの金額になっておりますけど、入札差金等、それと内容の変更等によって減額した分を変更するというので、この沈砂池の分については 27 年度完了の予定でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 79 号を採決いたします。議案第 79 号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、議案第 79 号は、可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、本日は散会いたします。御苦勞でございました。

午後 1 時 42 分 散会